

課税総括課情報	第1号	令和6年6月27日	国 税 庁 課税総括課
---------	-----	-----------	----------------

報告書検査のポイント（情報）

報告書検査を実施する際のポイントについて、別添のとおり取りまとめたので、職務における参考とされたい。

報告書検査のポイント
(令和6年6月)

用語の意義

この報告検査マニュアルにおいて使用する用語の意義は、次のとおりです。

略称	意義
庁課税総括課	国税庁課税部課税総括課
庁 EOI	国税庁長官官房国際業務課情報交換係
租税条約実施特例法令等	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）、同法施行令（昭和 62 年政令第 335 号）及び同法の施行に関する省令（昭和 44 年大蔵省、自治省令第 1 号）並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）、同法施行令（昭和 37 年政令第 277 号）、同法施行規則（平成 28 年総務省、財務省令第 5 号）
犯罪収益移転防止法令	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）、同法施行令（平成 20 年政令第 20 号）及び同法施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）
CRS 制度	租税条約等に基づく「共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）」に従った自動的情報交換を実施する観点から租税条約実施特例法令等に基づいて行われる非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度
チェックシート	国税庁 HP に掲載されている「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関するチェックシート」
報告書検査	非居住者の金融口座情報に係る報告事項の提供に関する質問検査
検査対象者 （又は報告金融機関等）	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第 6 条の 7 に規定される「報告金融機関等」
検査事績書	令和 4 年 6 月 22 日付課総 3-23「令和 4 事務年度における非居住者の金融口座情報に係る報告書検査事務について（指示）」で定める「報告書検査 検査事績書」
届出書等	国税庁 HP に掲載されている「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」【関連用語集】（令和 4 年 1 月 1 日以降用）15 ページの新規届出書、任意届出書及び異動届出書
TIN	“Tax Identification Number” の略称であり、「納税者番号」

略称	意義
NFN	“No First Name” の略称であり、OECD 発行の CRS ユーザーガイド（最終更新：2019 年 6 月）において、CRS 情報の報告時に first name、middle name、last name の区分ができない場合に報告金融機関等が使用することが許容されているもの

目次

1	CRS 制度に関して必要な知識の取得.....	1
2	検査対象者の選定.....	2
(1)	基礎資料等.....	2
(2)	着眼事項.....	3
3	報告書検査の進め方.....	6
(1)	CRS 制度に係る手続につき聴取を行うべき者.....	6
(2)	検証事項及び手順.....	6
(3)	報告データの修正に係る指導事項の連絡.....	7
4	報告書検査における重点検証事項.....	8
(1)	報告金融機関等の把握.....	8
(2)	届出書等の入手の確実性.....	8
(3)	居住地国又は住所等所在地国と認められる国又は地域の特定の正確性.....	8
(4)	TIN の正確性.....	12
(5)	生年月日の正確性.....	13
(6)	特定法人該当性の判定の正確性.....	13
(7)	実質的支配者に係る情報の取得の正確性.....	14
(8)	不記録口座の判定の正確性.....	14
(9)	CRS 報告回避行為.....	15
(10)	NFN 使用の適否.....	16
(11)	税制改正関連事項.....	16

1 CRS 制度に関して必要な知識の取得

報告書検査を実施するに当たっては、CRS 制度に関する正確な理解が不可欠です。国税庁 HP の CRS コーナーにおいて CRS 制度につき説明した様々な資料を庁 EOI が公表しており、それらの資料は、当該制度を理解するために必要な内容となっていますので、活用してください。

なお、CRS 制度自体の内容を理解するための国税庁 HP 資料としては、主に、以下の資料があります。

【CRS 制度の内容に関する資料】

① リーフレット

報告金融機関等が口座開設者に対して窓口で配布することを意図して作成されたものです。主に、口座開設時の届出書等の提出義務やその記載事項などについて説明したもの、特定法人の該当性の判定について説明したものなどがあります。

② 制度の概要

図やフローチャートを使用することにより、報告金融機関等が CRS 制度をより視覚的に理解できるように解説したものです。①のリーフレットと併せて利用することにより、基礎となる CRS 制度の一般的な理解を得ることができます。

③ FAQ

租税条約実施特例法令等の規定のうち、その解釈が難しいものなどにつき、Q&A 方式で解説しているもので、CRS 制度をより深く理解するための資料です。①及び②の次のステップとして活用してください。

④ チェックシート

報告金融機関等が報告前後の自己確認用として使用することを意図したもので、租税条約実施特例法令等の特定及び報告手続について、その手続の種類ごとに、報告金融機関等が当該法令等を遵守しているかをチェックボックス方式で確認するものです。なお、報告書検査の際には、検査対象者に対して、事前に作成を依頼してください。

⑤ 関連用語集

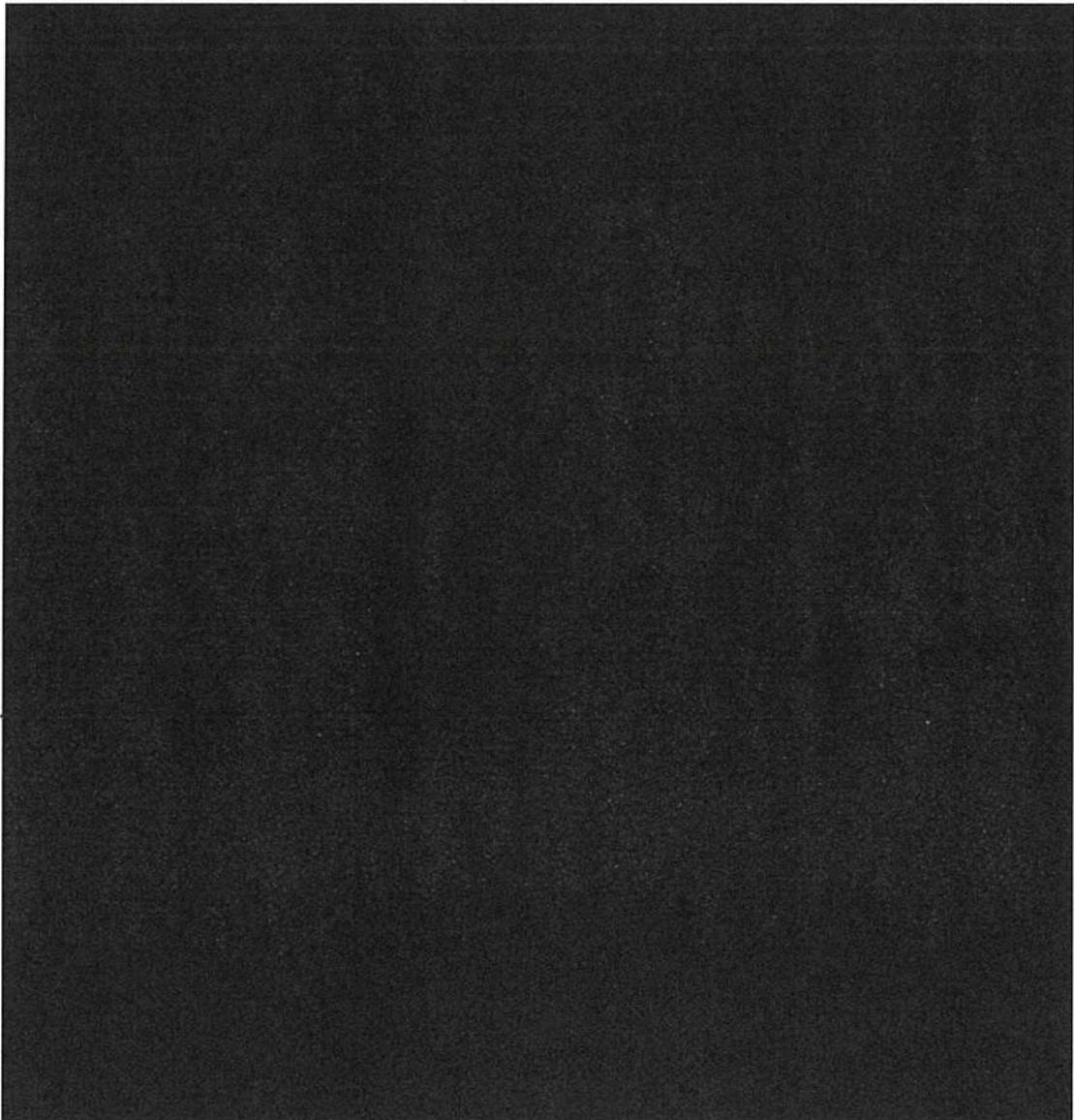
②から④までの資料中の用語の定義をまとめたものですので、それらの資料を参照する際に用語の意味が不明な場合、活用してください。

また、報告金融機関等による CRS データの報告方法についても、国税庁 HP の CRS コーナーの「報告事項の提供方法等」に FAQ や留意事項等を掲載しておりますので、併せて活用してください。

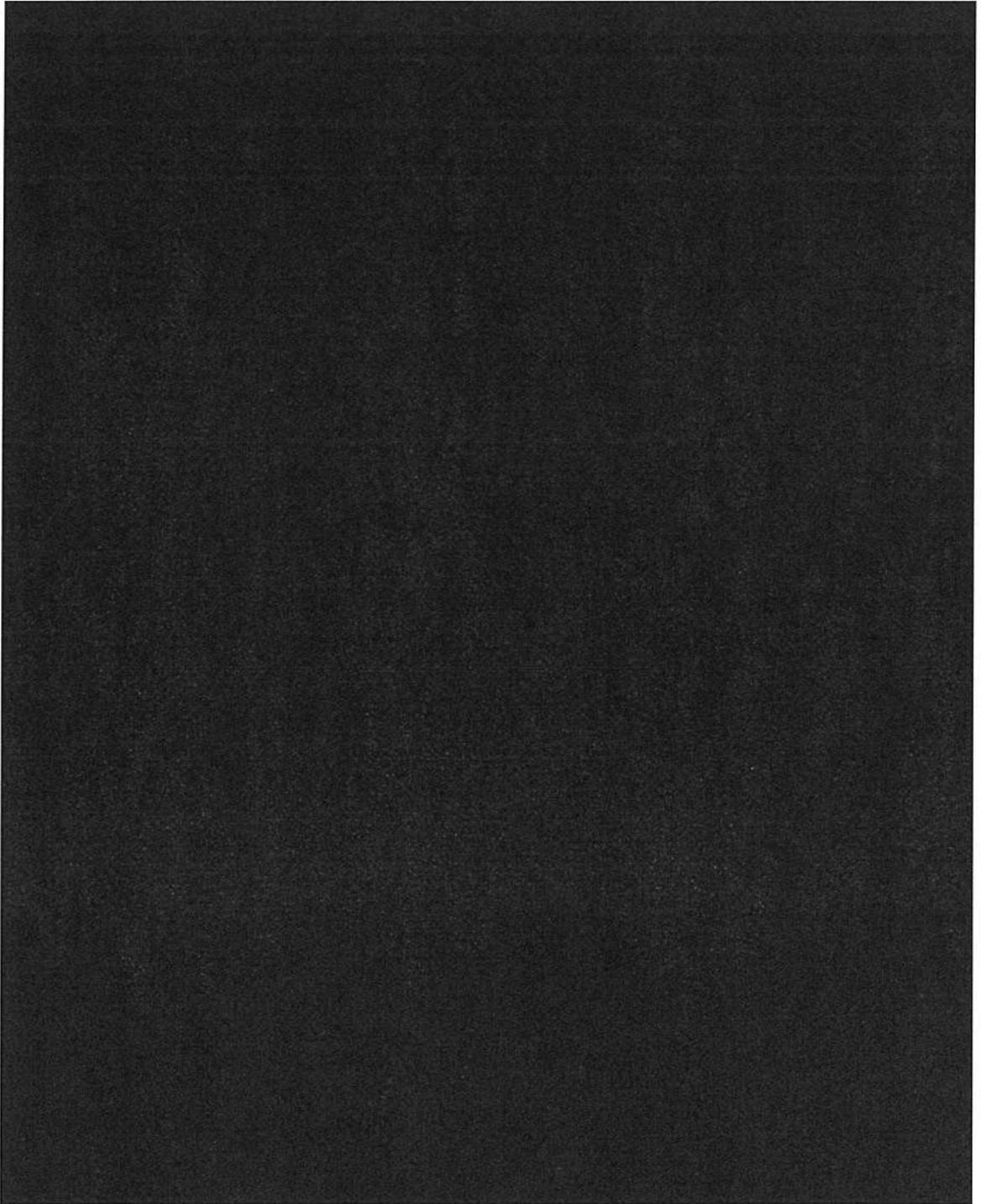
2 検査対象者の選定

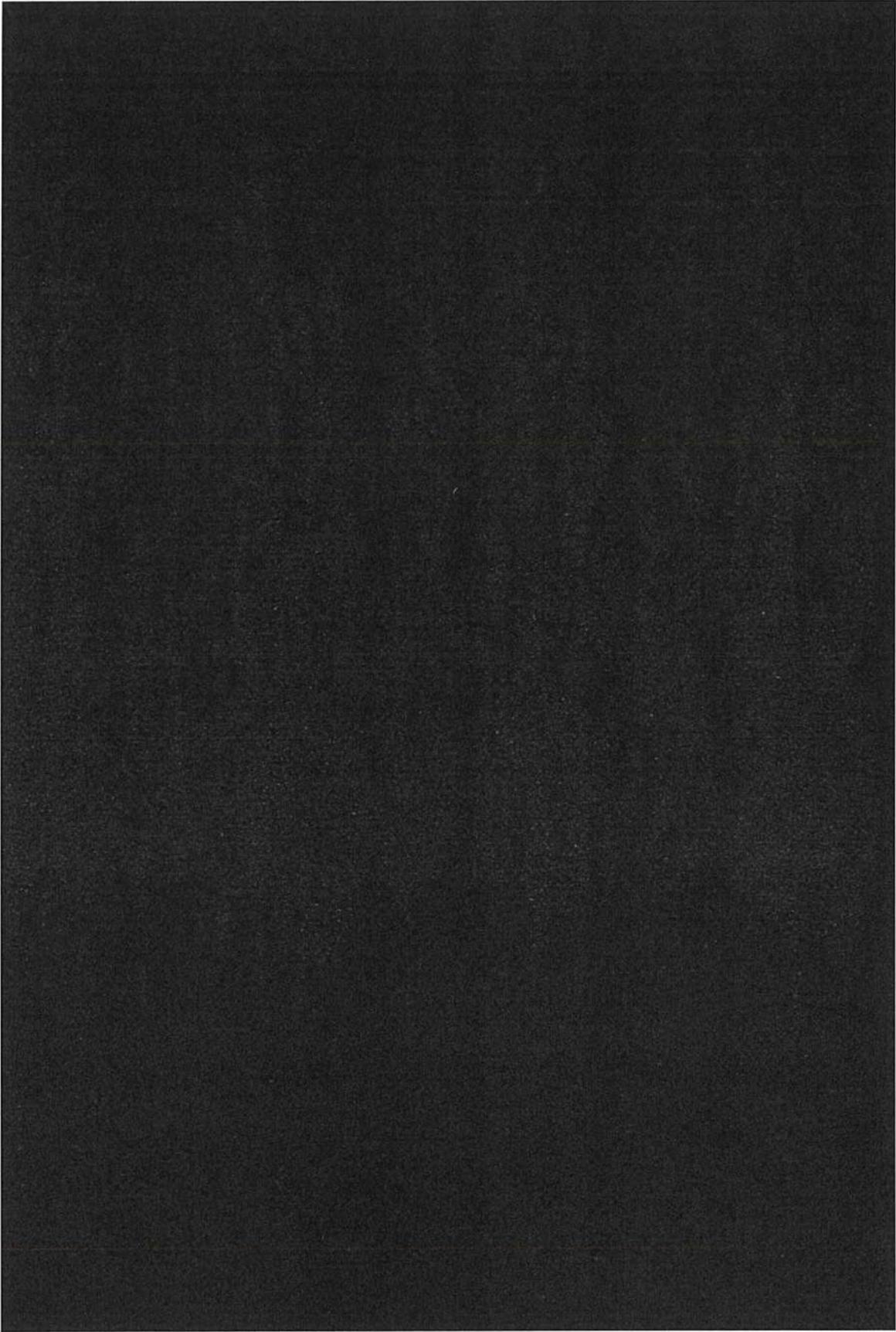
検査対象者の選定は、以下の(1)基礎資料等を活用し、(2)着眼事項を考慮しつつ、各国税局において特に加味すべき事項を踏まえた上で行ってください。なお、庁課税総括課から検査対象者として選定すべき者について指示する場合があります。

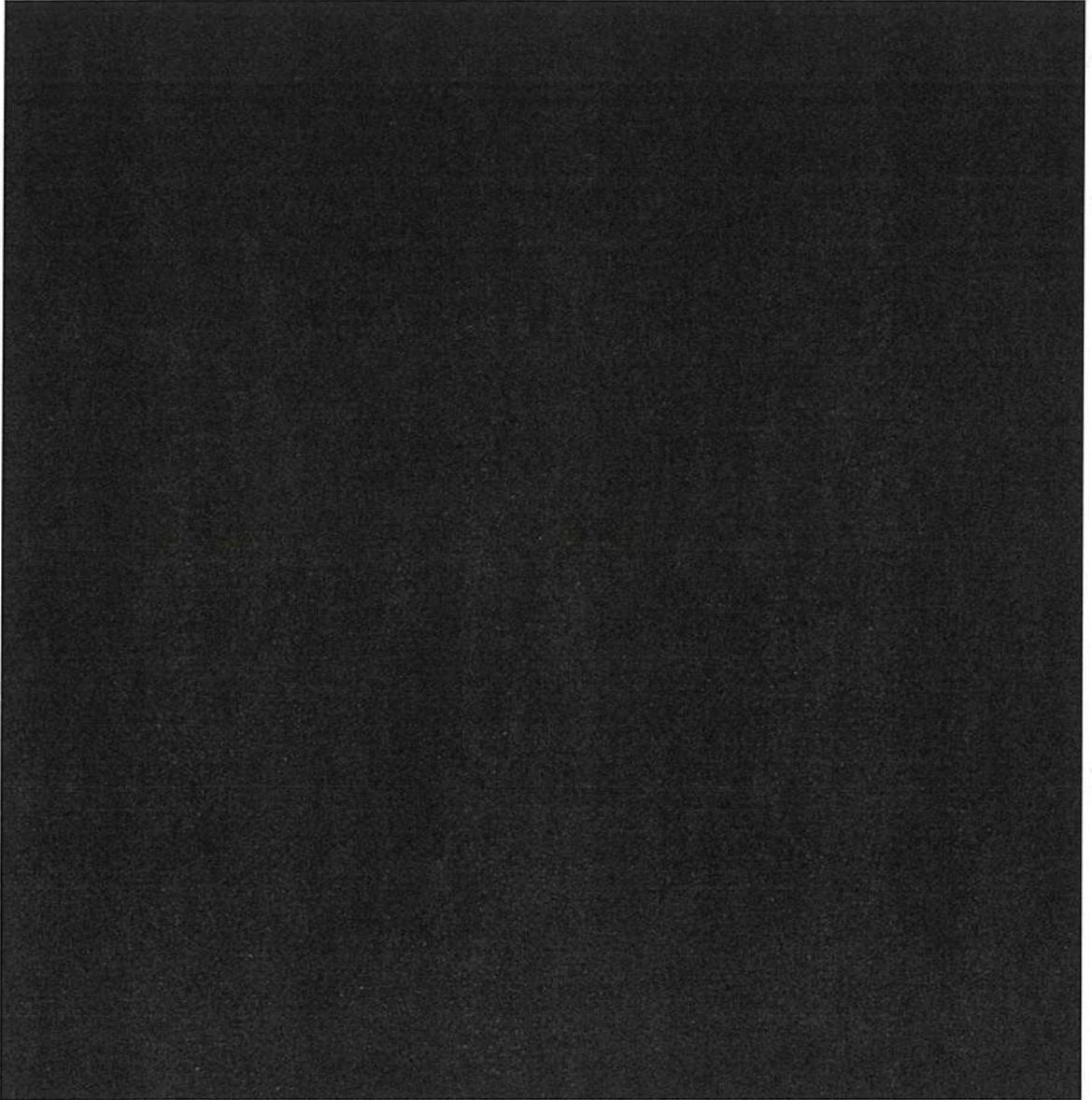
(1) 基礎資料等



(2) 着眼事項







3 報告書検査の進め方

報告書検査は、以下の(1)の者に対して聴取を行い、(2)の検証事項及び手順に基づき、実施してください。その結果として、報告データの修正が必要となる租税条約実施特例法令等の不遵守などを把握した場合には、以下の(3)に従い、庁課税総括課を通じて、庁 EOI への指導事項の連絡を行ってください。

(1) CRS 制度に係る手続につき聴取を行うべき者

イ 以下の部署に所属する CRS 制度に係る手続従事者・責任者

(イ) 事務フローやマニュアルの作成など CRS 制度に係る手続を統括する部署（例えば、コンプライアンス統括部など）及び当該部署から当該手続に伴う作業指示を受けた部署

(ロ) 報告データの加工などの CRS 制度に係る手続に係るデータ処理を行う部署

(ハ) 届出書等の受領及びその内容確認などの顧客対応（租税条約実施特例法令等上の「特定業務担当者」に該当する営業担当者等による対応を含みます。）を実際に行う部署

(ニ) 独自に顧客管理を行っている部署がある場合のその部署（例えば、信託部、カスタディ部など）

(ホ) CRS 制度に係る手続を 1 つの国ごとではなく、グローバルにまとめて行っている場合の海外のグローバル担当部署

ロ CRS 制度に係る手続を外部委託している場合には、その受託者（例えば、海外のサービスプロバイダーを使用している場合などです。なお、当該受託者への聴取については、直接実施できる場合を除き、イの CRS 制度に係る手続従事者・責任者などを通じて行ってください。）

ハ その他聴取を行うことが有益であると認められる者

(2) 検証事項及び手順

以下の検証を行うことにより、検査対象者の実施する CRS 制度に係る手続が租税条約実施特例法令等に従ったものとなっているかを検査してください（なお、報告書検査に当たり特に考慮すべき個別の重要な検証事項については、「4 報告書検査における重点検証事項」をご覧ください）。

その結果、当該検査対象者が当該法令等に従って適切に CRS 制度に係る手続を実施していないなど改善すべき事項を把握した場合には、その項目につき是正を求めてください。

イ チェックシート回答の検証

検査対象者が作成したチェックシートの回答のうち、「いいえ」又は「非該当」を選択している項目がある場合には、当該項目について、その作成責任者及びその関係者に対し、その理由の聴取を行った上、当該項目に係る手続を適切に実施しているかを検証してください。

ロ CRS 制度に係る手続実施のための事務フローやプロセス等の検証

CRS 制度に係る手続実施のために、検査対象者がどのような内部文書を作成しているかを確認した上で、(1)イの CRS 制度に係る手続従事者・責任者のうち適当な者に対して、CRS 制度に係る手続を実施するための事務フロー及びプロセス並びにその実施状況を聴取し、各プロセスにおける租税条約実施特例法令等により作成が義務付けられている記録の作成及び保存状況を確認すること（届出書等などの現物のサンプルチェックを含みます。）により、①検査対象者が作成した内部文書の内容が租税条約実施特例法令等に従った誤りのないものになっているか、②当該内部文書の内容を実務上適切に実施しているかを検証してください。

また、検査対象者が内部文書を作成していない場合には、CRS 制度に関する手続を一貫して適切に実施させる観点から内部文書を作成するよう指導した上で、同様の聴取等を実施してください。

なお、内部文書の例としては、以下のようなものが挙げられますので、報告書検査の際の参考としてください。

【報告金融機関等の作成する内部文書の例】

- ① 事務処理マニュアルや作業フロー等
- ② 決裁文書
- ③ 関係部署とのミーティング資料
- ④ 関係部署への指示文書やメール連絡文書等
- ⑤ 顧問税理士や弁護士等への質疑照会メールやミーティング資料等

(3) 報告データの修正に係る指導事項の連絡

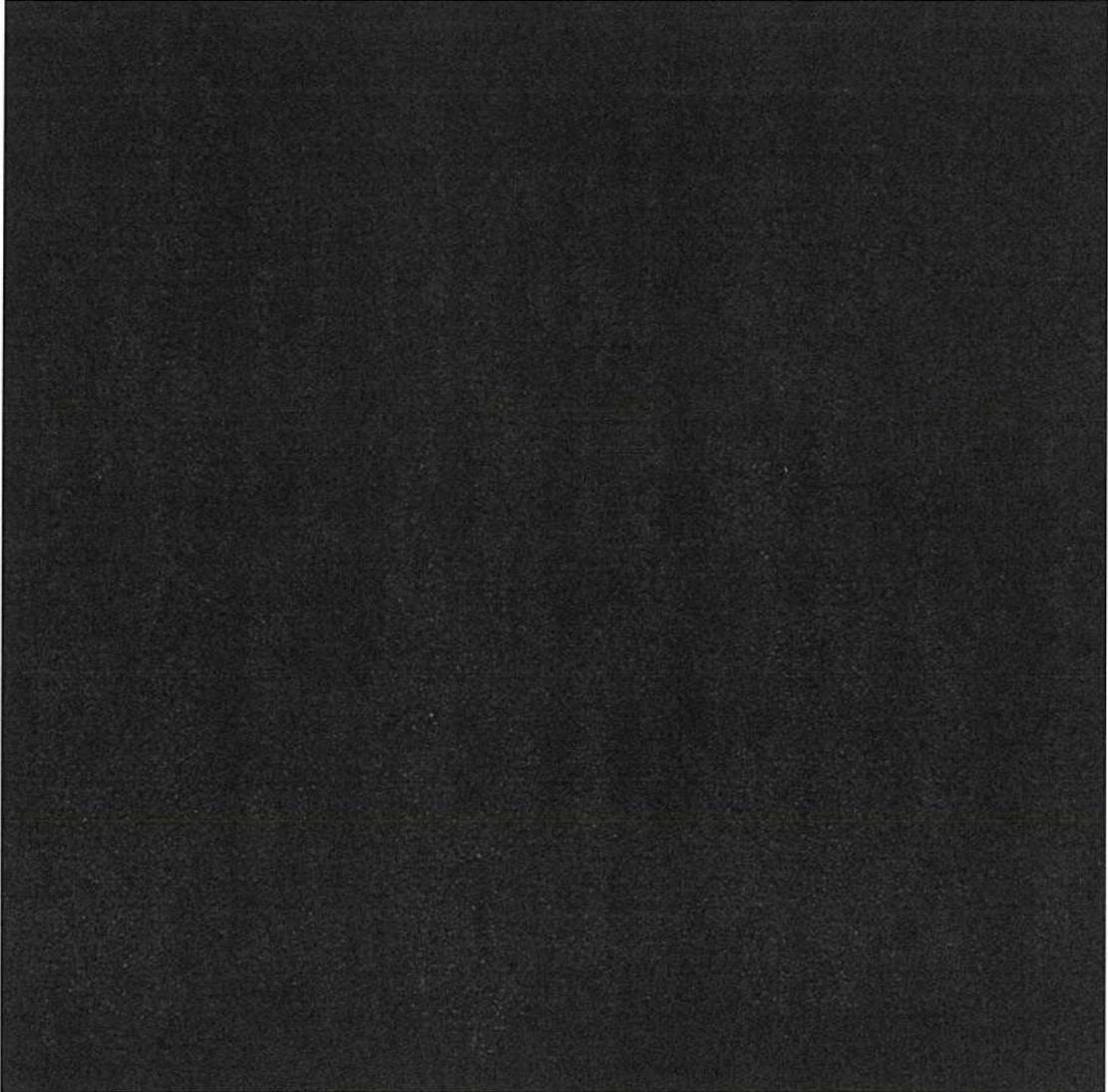
(2)の検証により、租税条約実施特例法令等の不遵守などが原因となり、検査対象者が報告したデータに誤りがあったことを把握した場合には、検査担当者において、報告データの修正について指導し、検査対象者が修正報告データを送信するまでに要する期間を聴取してください。

検査対象者から庁 EOI に対して報告データの修正に関する質疑があった際に報告書検査の担当者と庁 EOI の間に認識の齟齬が生じることを防止する観点から、報告データの修正に関する指導内容及び聴取した修正データの報告までに要する期間を検査事績書に記載し、庁課税総括課への報告を通じて、庁 EOI に連絡してください。

4 報告書検査における重点検証事項

以下の(1)から(11)までの項目は、3(2)の検証時に着目すべき特に重要度の高い検証事項となりますので、以下のとおり、対応してください。

(1) 報告金融機関等の把握

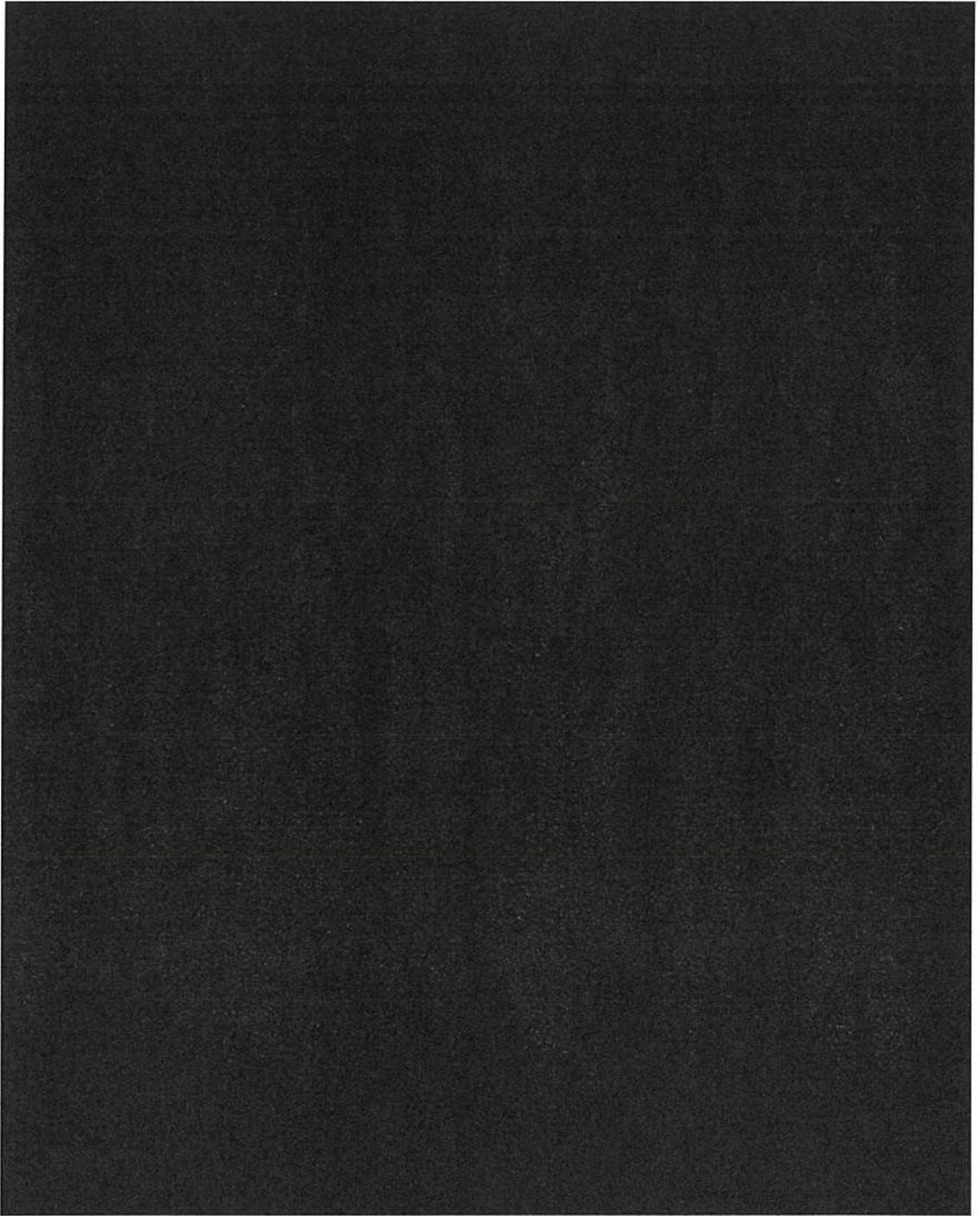


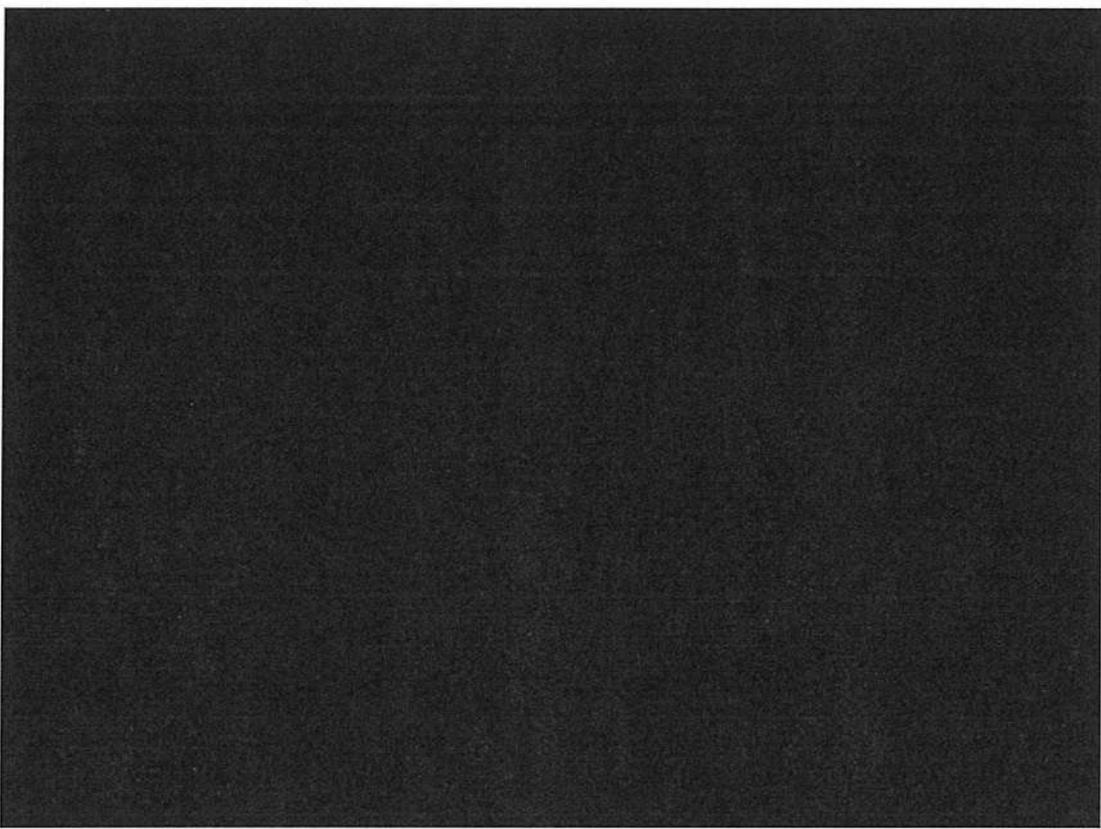
(2) 届出書等の入手の確実性



(3) 居住地国又は住所等所在地国と認められる国又は地域の特定の正確性







(ロ) 届出書等に記載された居住地国が「CBI/RBI スキームが確認されている国又は地域」である場合

A CBI/RBI スキームの概要 (OECD ガイダンス)

CBI/RBI スキームとは、個人が特定の国又は地域において合法的な理由をもって投資や手数料の支払いを行うことにより、実際に居住していないにもかかわらず、その国又は地域の居住権等 (例: 市民権、一時滞在権、永住権) を入手できることとしたスキームです。

当該スキームを利用した場合、本来居住地国として特定及び報告されるべき国又は地域 (例: 日本) の特定及び報告を回避し、当該スキームが確認されている国又は地域 (例: バハマ) を居住地国として特定及び報告させることにより、国外資産の隠匿を行うことが可能となります。

OECD によれば、CRS の正しい適用を行う上でリスクの高い CBI/RBI スキームが確認された国又は地域は、アラブ首長国連邦、アンティグア・バーブーダ、キプロス、グレナダ、セーシェル、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、バーレーン、バヌアツ、バハマ、バルバドス及びマルタの 14 の国又は地域とされています。

OECD 作成の CBI/RBI スキームについてのガイダンスによると、金融機関は、自己宣誓書の提出者から前述の 14 の国又は地域のうちのいずれかに居住しているという主張が信頼できない場合には、当該主張を行う者に対して、以下のような質問を行い、当該自己宣誓書の内容が適正かを検証すべきとしています。

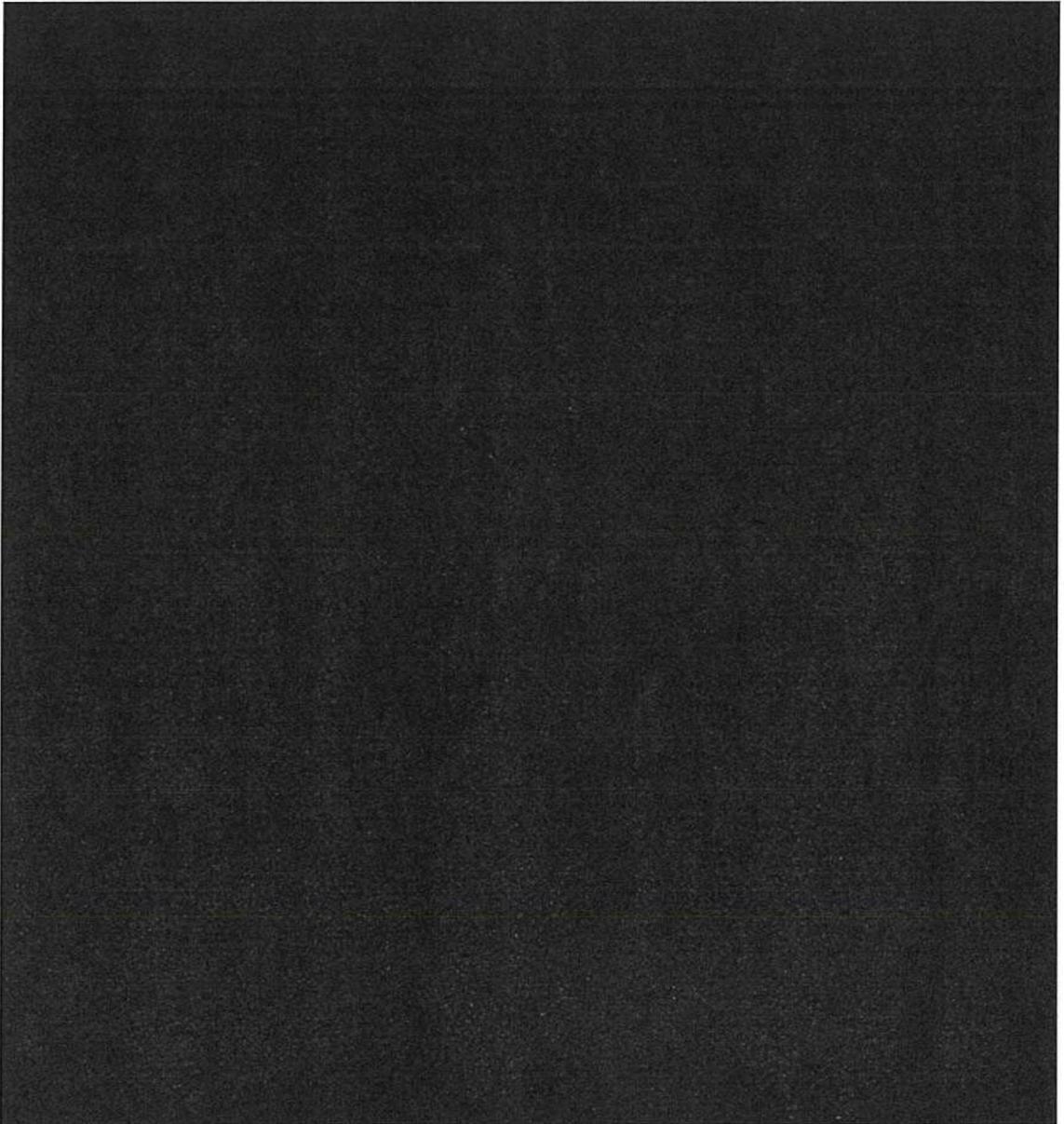
【質問事項】

- ① CBI/RBI スキームに基づき居住権等を取得したか。
- ② 他の国又は地域においても居住権等を保有しているか。
- ③ 前年中に、他の国又は地域において 90 日以上滞在したか。
- ④ 前年中に、どの国又は地域において確定申告書を提出したか。

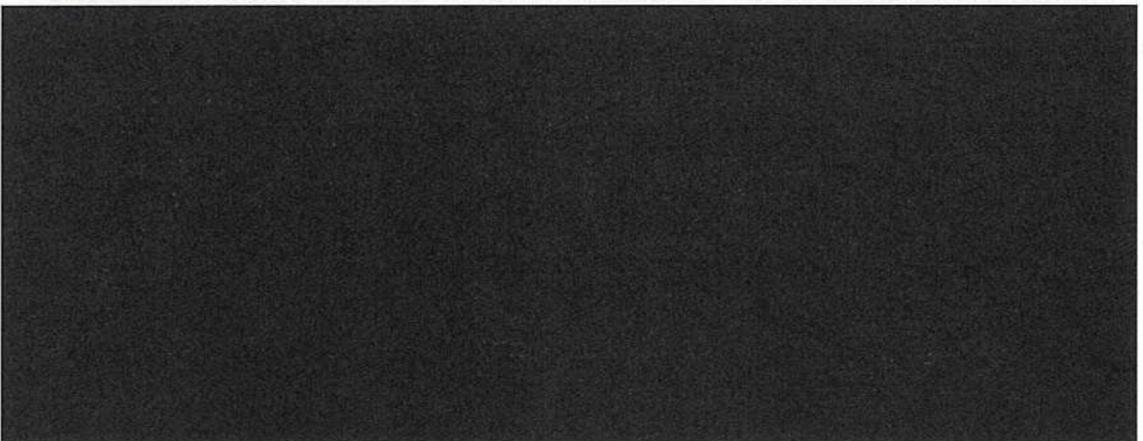
B 検証事項

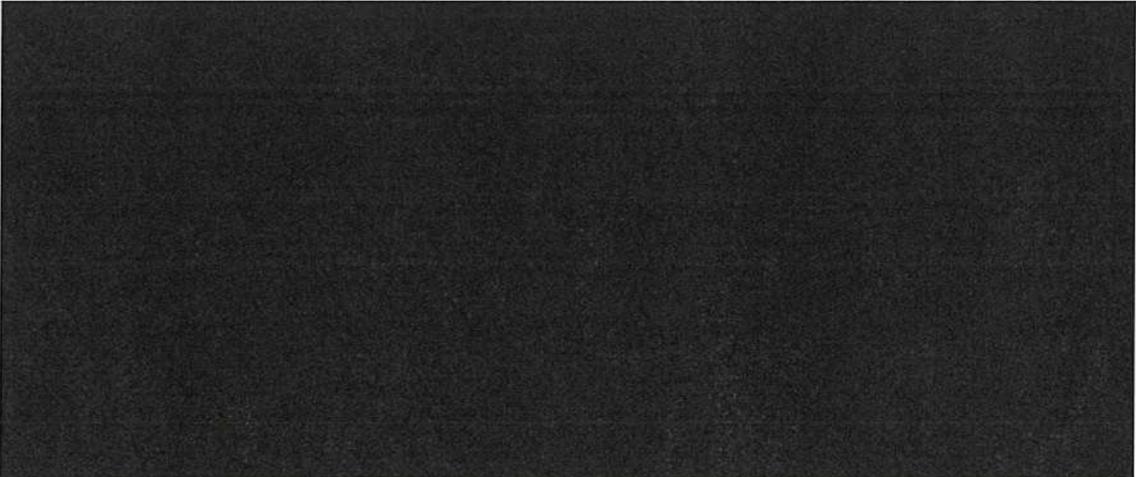
前述のとおり、報告金融機関等は、租税条約実施特例法令等上、顧客からその届出書等の提出を受け、その記載内容をその者から提出又は提示を受けた他の書類により確認することとされています。

したがって、例えば、顧客が届出書等に居住地国として記載した「CBI/RBI スキームが確認されている国又は地域」が、その者から提出又は提示を受けた他の書類の内容と矛盾していることを知りながら、報告金融機関等が当該届出書等を受領したような場合には、当該報告金融機関等による当該法令等の不遵守が認められます。

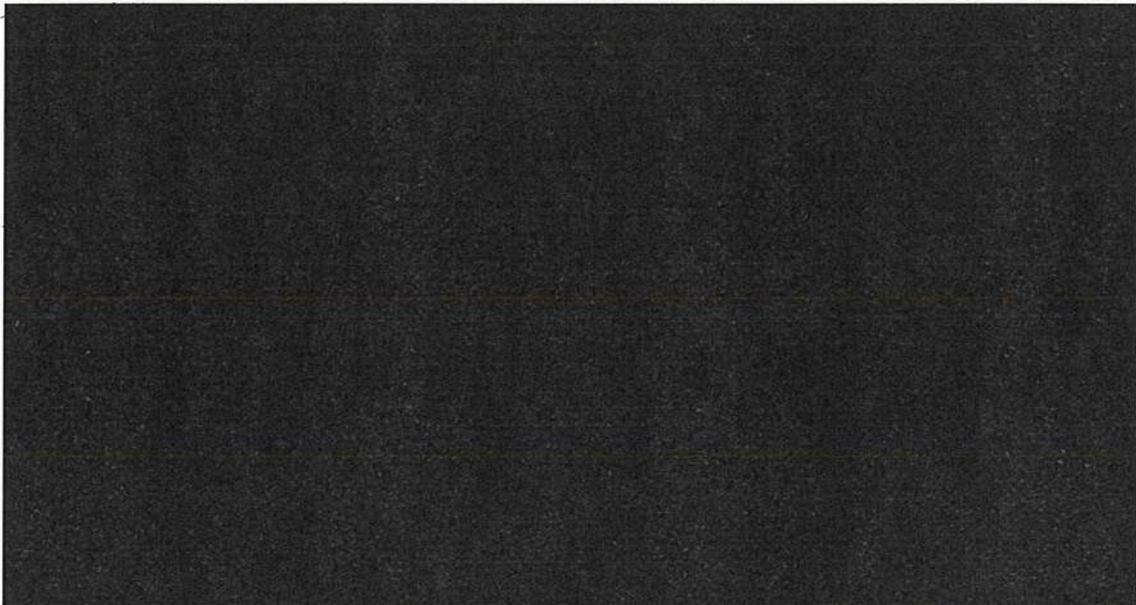


(4) TINの正確性

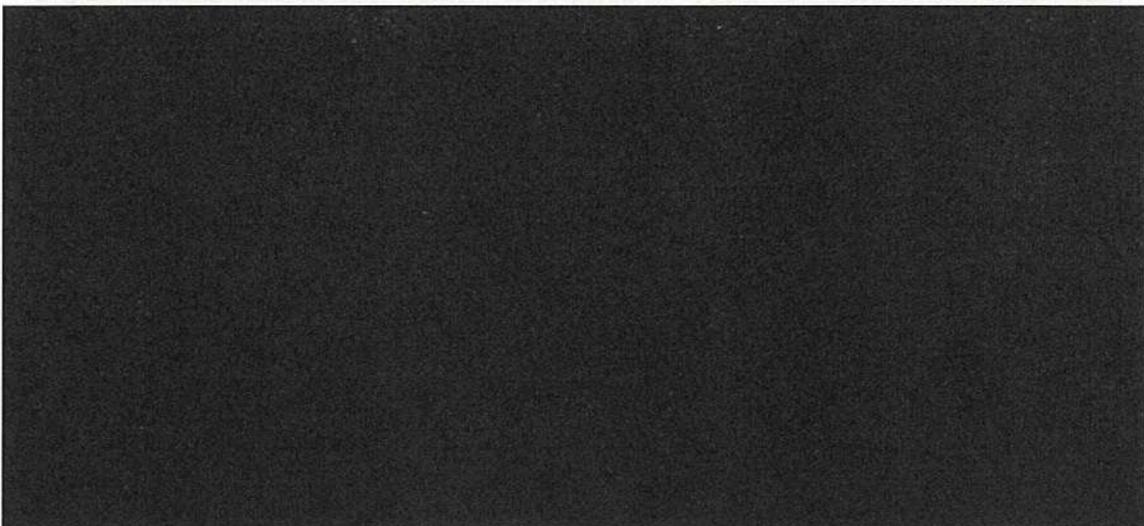


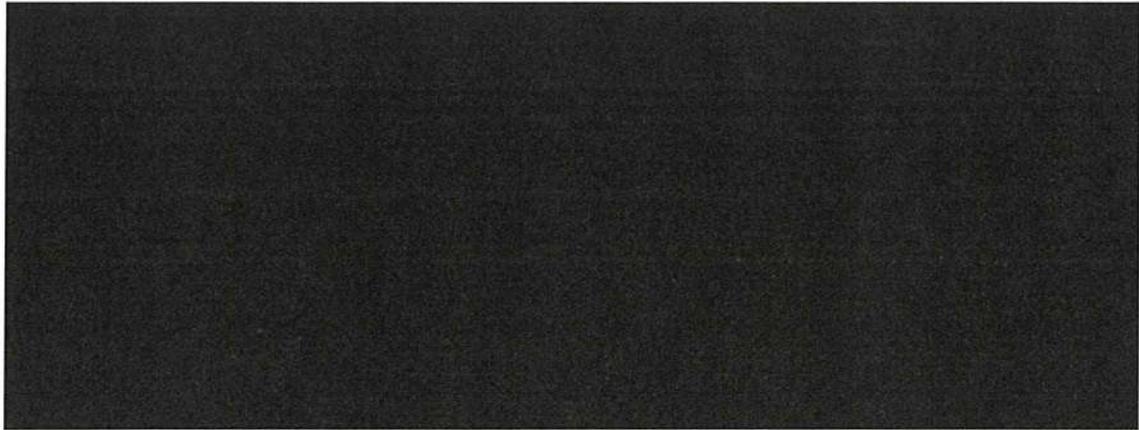


(5) 生年月日の正確性

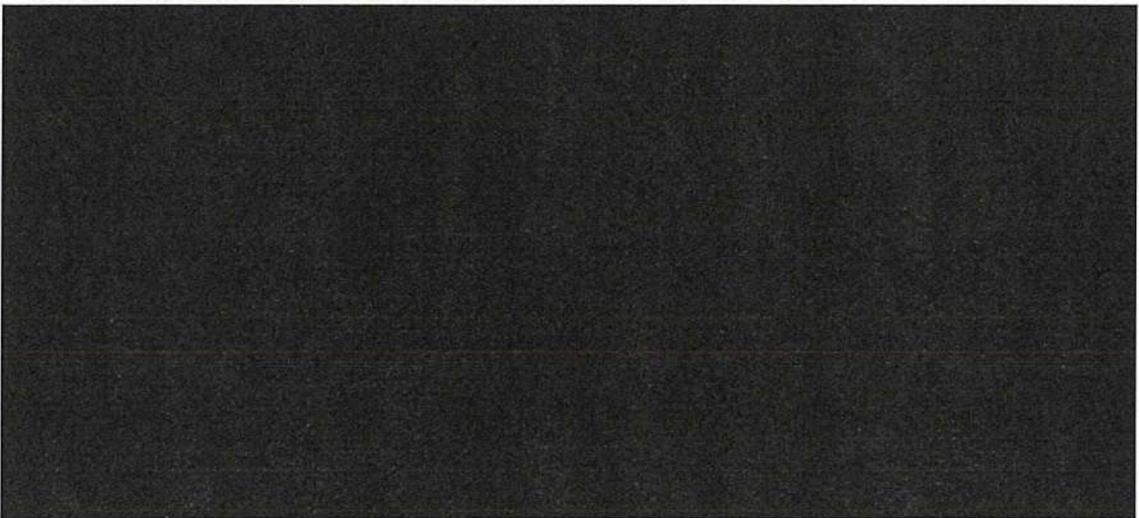


(6) 特定法人該当性の判定の正確性





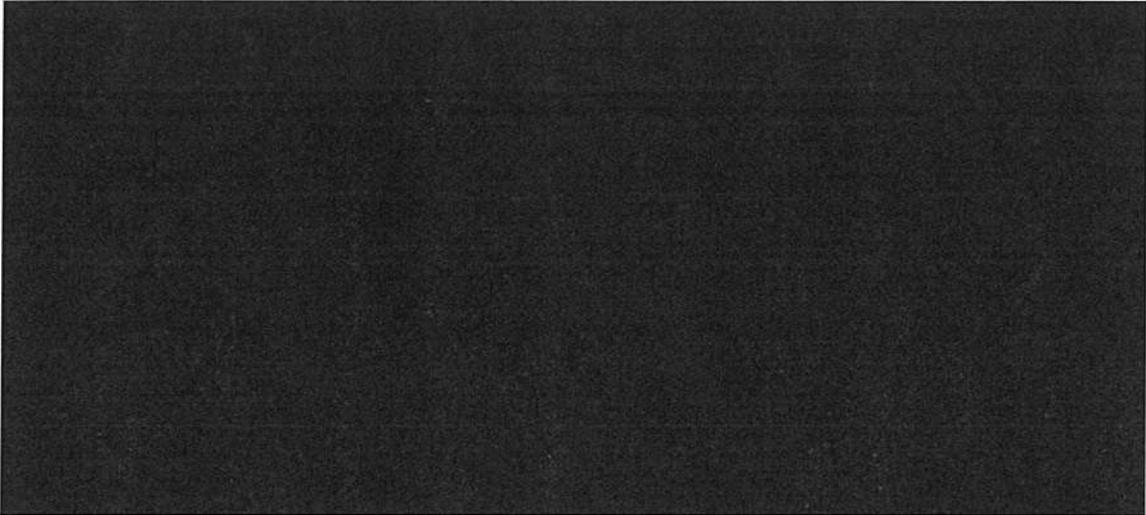
(7) 実質的支配者に係る情報の取得の正確性



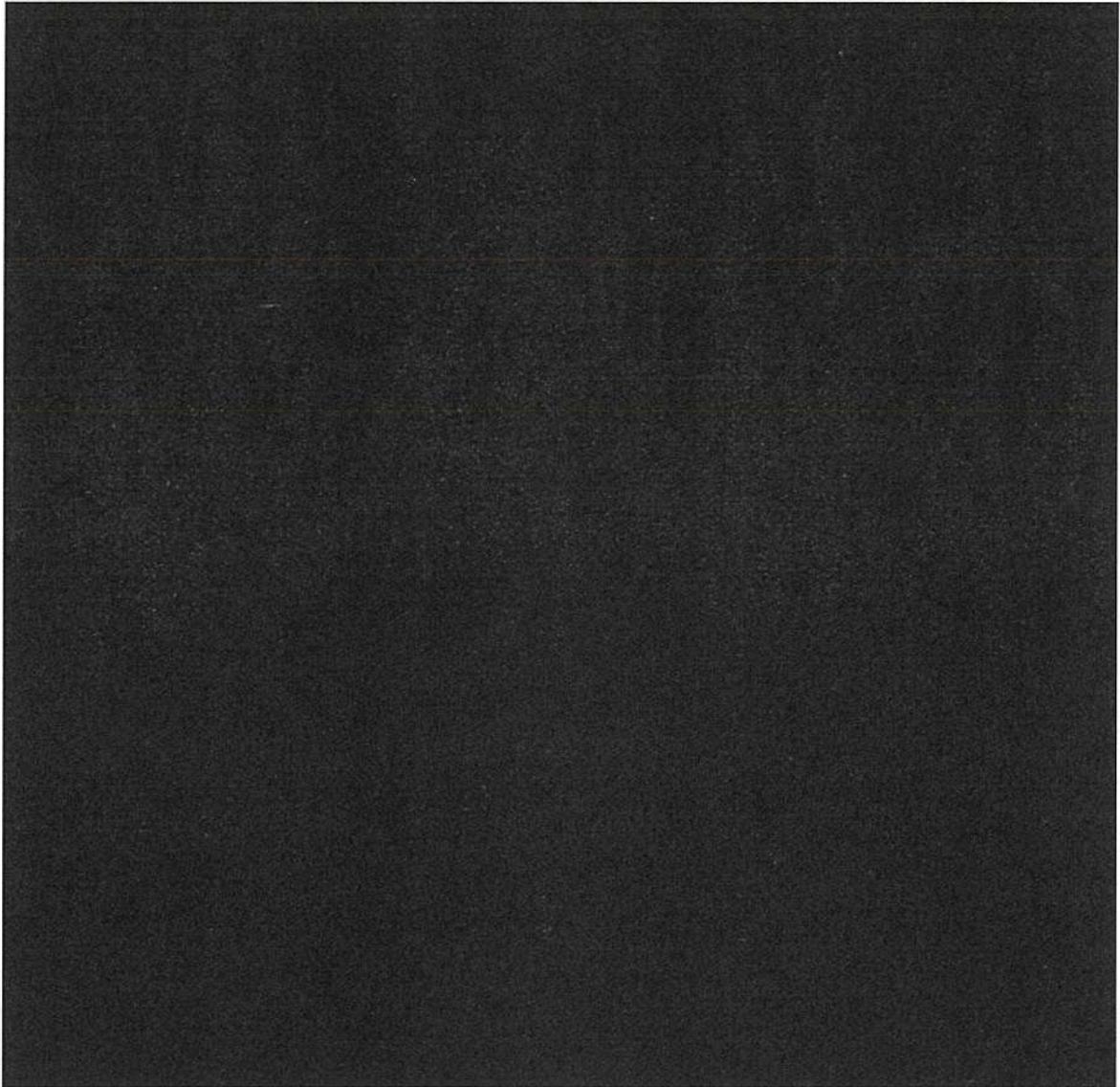
※ 犯罪収益移転防止法令の改正により、平成 28 年 10 月 1 日以後、取引時に法人の実質的支配者に該当する自然人を確認することとなっています。

(8) 不記録口座の判定の正確性





(9) CRS 報告回避行為



(10) NFN 使用の適否

(11) 税制改正関連事項

令和 2 年度税制改正（令和 4 年 1 月 1 日施行分）により、租税条約実施特例法令等の再特定手続につき大幅な改正が行われ、CRS 制度に係る手続において最も複雑なプロセスのうちの 1 つとなったことから、